

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分支給要綱

1 目的

進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱える世帯の子どもに対して、大学等受験料支援金及び模擬試験受験料支援金（以下「受験料等支援金」という。）を支給することにより、進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

2 支給要件・対象費用・支給額

(1) 大学等受験料支援金

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき大学等受験料支援金を支給する。

ア 支給要件

申請時点で次のいずれにも該当すること。

- (ア) 「岡山市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」に基づく学習支援事業に登録等している子どもを現に扶養している者
- (イ) 岡山市の児童扶養手当全部受給世帯（生活保護受給世帯を除く。）

イ 対象費用

大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）（以下「大学等」という。）を受験する際の受験料

ウ 支給額

イに該当するものとして支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき53,000円を超えるときは53,000円とする。）

(2) 模擬試験受験料支援金

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料支援金を支給する。

ア 支給要件

- (1) アに規定する支給要件を準用する。

イ 対象費用

進学のための受験に向けた模擬試験の受験料

ウ 支給額

- (ア) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき8,000円を超えるときは8,000円とする。）
- (イ) 中学校3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき6,000円を超えるときは6,000円とする。）

(3) その他留意事項

ア 受験料等支援金の支給を申請することができる者は、2（1）ア及び2（2）アの支給要件に該当する者とする。

イ 受験料等支援金の支給対象となる子どもは、申請時点で20歳未満の者であって、申請した年度と同じ年度に大学等又は模擬試験を受験するものとする。

ウ 2 (1) ウ及び2 (2) ウに規定する支給額は、本要綱に基づく支援金の支給額及び他の自治体等による本要綱に基づく支援金と同様の支援金等(「岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給要綱」に基づく支援金を含む。エにおいて同じ。)の支給額の合計とする。

エ 同一の子どもにかかる同一の受験料について、他の自治体等による本要綱に基づく支援金と同様の支援金等を受給している場合は、本要綱に基づく支援金は支給しない。

オ 2 (1) ア(ア)に記載する「学習支援事業に登録等している子ども」とは、現に学習支援を受けていないが、学習支援事業の対象世帯に属する子どもを含む。

3 支給手続等

(1) 受験料等支援金の支給を受けようとする者は、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分支給申請書(様式第1号)に次の必要書類を添えて、市長に提出するものとする。(上限額に達するまで複数回に分けての申請可)

ア 受験料支払領収書等の写し(受験者及び受験料支払者の氏名が確認できるもの)

イ その他市長が必要と認めたもの

(2) 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、申請月の翌月末までに受験料等支援金の支給を決定し、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、市長が特別に認めた場合はその限りでない。

(3) 受験料等支援金の支給は、支給決定通知書送付月の翌月末までに、申請書で指定した銀行口座へ振り込むものとする。ただし、市長が特別に認めた場合はその限りでない。

(4) 虚偽又は不正の手段により支給を受けた者があるときは、市長は、支給決定を取り消し、既に支給した額を返還させることができる。

(5) (1)の申請期限は、対象となる大学等又は模擬試験を受験した年度の3月31日とする。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

受付番号

(様式第1号) (表面)

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分 支給申請書

フリガナ		支給対象となる子どもとの続柄	
申請者氏名			
児童扶養手当証書番号	第		号
住 所	〒 岡山市 区		
電話番号			

申請内容	1. 支給対象の子ども			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		(年齢)	(歳)
	学 校		学 年	
	2. 支給を申請する受験料			
	大 学 等 名	受 験 日	受験料(円)	備 考
	大 学 等 受 験 料 合 計			
	模 擬 試 験 名	受 験 日	受験料(円)	備 考
模 擬 試 験 受 験 料 合 計				

次の7点について確認・同意し、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金（ひとり親家庭分）支給要綱の規定により、必要書類を添えて受験料等支援金の支給を申請します。

- ① 私の世帯は、申請日現在、生活保護を受給していません。
- ② 私の世帯は、申請日現在、児童扶養手当全部支給を受けています。
- ③ 支給を申請する受験料等について、本市及び他の自治体等に対し重複して支給を申請していません。
- ④ 偽りその他不正の行為によって、当該支援金を受けた場合はその金額を返還します。
- ⑤ 支給要件の確認に必要な範囲で、世帯員に関して、住民基本台帳情報、生活保護・児童扶養手当受給情報について必要な公簿の照会・調査等を行うことに同意します。
- ⑥ 対象となる子どもの在学情報、受験状況について学校等に照会・調査等を行うこと及び当該調査・照会等に同意している旨を学校等に申請者から伝えることに同意します。
- ⑦ 学習支援・生活支援の実施に必要な範囲で、本申請内容について、福祉事務所、地域子ども相談センター、学校、自立相談支援機関、学習支援事業受託事業者に情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日
岡 山 市 長 様

申請者氏名(署名または記名押印)

裏面あり

【過去の受給状況】 該当するものに☑し必要事項を記載してください。

- 過去に本支援金と同様の支援金等を申請・受給したことがない。
- 過去に本支援金と同様の支援金等を申請・受給したことがある。→岡山市 他の自治体()
支援金等の種別【 大学等受験料支援金 ・ 模擬試験受験料支援金 】
申請・受給した年度【 】 申請・受給した金額【 】
※過去に申請した支援金等の内容のわかるものを添付してください。

【受取口座】 該当するものに☑し必要事項を記載してください。

- 児童扶養手当受取口座と同じ ※登録済の口座に振り込みます。通帳の写しの添付は不要です。
- 児童扶養手当受取口座とは別 ※振込先口座が分かる書類（通帳の該当部分の写し等）

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義 (カナ)
		普通		

【添付書類】

- 受験料支払領収書等の写し（受験者及び受験料支払者の氏名が確認できるもの）
- 過去に申請・受給した支援金等の内容がわかるもの ※過去に申請・受給していない場合は不要
- 振込先口座が分かる書類（通帳の該当部分の写し等） ※児童扶養手当受取口座と同じ場合は添付不要

※注意事項

- 申請者とは、支給対象となる子どもを現に扶養し、申請日現在、児童扶養手当全部受給世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する方です。申請後に児童扶養手当の受給状況が変わっても支援金は支給されます。
- 支給対象の子どもとは
- ・大学等受験料支援金及び大学等受験のための模試試験受験料支援金については、20歳未満で、かつ今年度中に大学等を受験する方が対象です。
 - ・中学3年生の模擬試験受験料支援金は、中学3年生が対象です。
- 支援金の対象となる経費は…
- ・大学等(大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4年時）)を今年度中に受験する際の受験料及び当該受験のために当該年度中に受ける模擬試験の受験料
 - ・中学3年生が、進学にむけて今年度中に受ける模擬試験の受験料
 - ・交通費や郵送料など、受験料以外の経費は対象となりません。
- 支給額は、大学等受験料支援金は53,000円を上限に、模擬試験受験料支援金は大学等受験の場合は8,000円を上限に、中学3年生模擬試験受験料支援金は6,000円を上限に、申請者が実際に支払った額が支給されます。上限額は、子ども1人について、当該年度内の上限額です。同様の支援金を岡山市または他の自治体で支給されている場合も、その合計額で上限額との差額が支給されます。また同一の試験等についての重複申請はできません。
- 支給時期 申請された月の翌月末を目途に決定通知を送付し、決定した月の翌月末を目途に振り込みます。
- 申請書について
- ・本申請書は児童扶養手当受給世帯用のものですが、生活保護受給世帯の方は使用できません。
 - ・子ども1人につき、申請書1枚が必要です。
 - ・添付していただく「受験料支払領収書等の写し」で受験者及び受験料支払者の氏名が確認できない場合は、学校、受験機関等への問い合わせをさせていただくことがあります。
- 提出期限 令和6年度の申請は**令和7年3月31日（必着）**です。必要書類が整い次第ご提出ください。上限額に達するまで複数回に分けて申請することも可能ですが、支給要件は申請日現在となりますのでご注意ください。
- 提出先・問い合わせ先 岡山市こども福祉課（☎086-803-1221）
〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1

岡こ福第 号
令和 年 月 日

様

岡山市長

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分 支給決定通知書

令和 年 月 日 付けで申請された岡山市生活困窮世帯受験料等支援金について、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 申請者氏名

2 子ども氏名

3 受付番号

4 支給決定額

大学等受験料	円
模擬試験受験料	円
合計	円

5 支給方法 指定された口座への振込による。

6 振込予定日

7 その他

担当課 岡山市こども福祉課
住所 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
電話 086-803-1221

岡こ福第 号
令和 年 月 日

様

岡 山 市 長

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分不支給通知書

令和 年 月 日 付けで申請された岡山市生活困窮世帯受験料等支援金について、
下記のとおり不支給となりましたので、通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 子ども氏名
- 3 受付番号
- 4 不支給の理由
- 5 そ の 他

担当課 岡山市こども福祉課
住 所 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
電 話 086-803-1221

様

岡 山 市 長

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分 支給取消・返還 通知書

令和 年 月 日付け岡こ福第 号で支給決定した岡山市生活困窮世帯受験料等支援金について、次のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 受験料等支援金の支給決定を取り消します。 <input type="checkbox"/> 受験料等支援金の返還を請求します。	
申請者氏名	
子ども氏名	
受付番号	
返 還 額	円
返 還 期 日	令和 年 月 日
返 還 方 法	
取消・返還 の 理 由	

担当課 岡山市こども福祉課
住 所 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
電 話 086-803-1221